

表彰及び慶弔細則

平成12年 月 日制定

第1章 表 彰

(役員会の協議)

第1条 根本自治会規約第4条第7項の規定により本会会員及び役員にして、次の各号の一に該当し、他の模範と認められる者は、役員会の協議により会長がこれを表彰することができる。

(1) 役員として、多年にわたり自治会活動の推進に尽力し、その発展に貢献された勤続10年以上の者とし、退任の場合のみとする。

勤続10年以上の者は 20,000円 相当額

勤続20年以上の者は 30,000円 相当額

(2) その他、特に功労に当たると認められる者。

(記念品等)

第2条 前条の規定に基づき、表彰は、表彰状及び記念品等の授与により、これを行う。

第2章 慶 弔

(弔慰金)

第3条 根本自治会規約第4条第7項の規定により本会会員、役員及びその家族が死亡したときは次に掲げる弔慰金を支給するものとする。

(1) 本会会員とその家族及び役員が死亡の場合

5,000円

(2) 本会役員が死亡の場合

10,000円

2 本会会員及び役員が死亡の場合、特に功労のあった者に花輪を贈ることができる。

附 則

この細則は、平成12年 月 日から施行する。